# 埼玉県建設工事請負一般競争入札執行要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、県が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の規定が適用される入札及び入札参加資格の審査を入札執行後に行う入札を除く。）を公正かつ円滑に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

（参加資格）

第２条　入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

（２）埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

（３）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。

（４）埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿に、対象工事に対応する業種で登載されている者であること。

（５）開札日から１年７月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第１項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていること。ただし、当該入札に係る建設工事の請負代金額が建築一式工事にあっては1,500万円未満、それ以外の工事にあっては500万円未満の場合はこの限りでない。

（６）公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

（７）予定価格２億円以上の工事にあっては、公告日から落札決定までの期間に、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を２回以上受けていない者であること。

（８）公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

（９）直近の２か年度において、埼玉県発注工事のうち対象業種に係る工事成績点数の各年度の平均が極めて低い者でないこと。

(10) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第２号）第13条第１項第１号に掲げる電子証明書を取得し、電子入札システムを利用するための利用者登録が完了している者であること。

(11) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

２　前項に定めるもののほか、必要があるときは、次の各号に定める事項に係る参加資格を定めることができるものとする。

（１）対象工事に対応する業種の発注標準額の業者区分

（２）対象工事に対応する業種の経営事項審査の総合評定値

（３）対象工事に対応する業種の資格者名簿における資格審査数値

（４）建設業法に基づく許可を受けた営業所の所在地

（５）一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績

（６）当該工事に配置予定の技術者

（７）その他所管部局長又は当該工事の発注機関の長（以下「所管部局長等」という。）が必要と認める事項

（公告内容等の決定）
第３条　所管部局長等は、各部局又は各発注機関に設置する入札参加資格審査委員会（業者選定委員会等をもってこれに代えることができる。以下「資格委員会」という。）に諮り、前条に定める参加資格のほか公告の内容等を決定するものとする。
（入札の公告）
第４条　公告は、様式第１号を電子入札システムに掲載するものとする。
（参加資格の有無の確認申請）
第５条　入札に参加を希望する単体企業及び経常建設工事共同企業体（以下「単体等」という。）並びに特定建設工事共同企業体（以下「入札参加希望者」という。）は、参加資格の有無並びに入札保証金及び契約保証金の取扱いを確認するため、所定の期限までに、電子入札システムの競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に一般競争入札参加資格等確認申請書（単体等にあっては様式第２号。特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）にあっては様式第３号。）及び一般競争入札参加資格等確認資料（単体等にあっては様式第４号。共同企業体にあっては様式第５号。以下「確認資料」という。）を添えて、電子入札システムにより提出しなければならない。あわせて、その他必要な資料を電子メール、ファイル転送サービス、郵便又は信書便により提出するものとする。
２　財務規則第81条第２項第３号及び第93条第２項第３号に基づき入札保証金及び契約保証金の納付の減免を認める場合にあって、減免を希望する者は、該当建設工事に係る、コリンズ（一般財団法人日本建設情報総合センター）の登録内容確認書の写し（履行実績要件が確認できる場合に限る。）、又は請負契約書の写し及び工事完成検査結果通知等履行を証明するものの写し（単体等にあってはその単体等が、また、共同企業体にあってはその代表構成員となる者が、単体等又は共同企業体の代表構成員として工事を請け負った実績に限る。）を確認資料に添付しなければならない。
（参加資格の有無の確認）
第６条　知事又は発注機関の長は、入札参加希望者から確認申請書が提出されたときは、参加資格の有無及び参加資格がないと認めた場合の理由並びに入札保証金及び契約保証金の取扱いについて、確認するものとする。
２　知事又は発注機関の長は、前項の確認結果を、確認申請書を提出した入札参加希望者に、電子入札システムの競争参加資格確認通知書により通知するものとする。
３　前項の通知で参加資格がないとされた者が、その理由に不服があるときは、埼玉県建設工事の入札・契約の過程及び入札参加停止措置等に関する不服対応要領（平成22年４月１日施行）　に基づき、説明を求めることができる。
（設計図書等）
第７条　入札に参加するために必要となる設計図面、仕様書、特記仕様書及びその他入札金額の見積に必要な図書は、電子入札システムに掲載する。ただし、電子入札システムによる掲載が困難な書類は、郵送等により貸与又は配布することができるものとする。この場合の貸与又は配布方法は、公告等において明示するものとする。
２　入札参加希望者からの質問及びその回答は、原則として電子入札システムにより全ての入札参加希望者に周知するものとする。
（現場説明）
第８条　現場説明会は、原則として開催しないものとする。
（入札保証金）
第９条　入札保証金の納付及び減免については、財務規則第93条に基づくものとする。
２　入札保証金は、入札後、様式第６号の請求書に基づき、これを還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、落札者について納付すべき契約保証金があるときは、これに充当するものとする。
３　落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条第４項の規定により還付しないものとする。
（入札金額見積内訳書）
第10条　入札参加者から、初度入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めるものとする。

（入札の執行）
第11条　入札は、あらかじめ指定した日時及び方法に従い、電子入札システムにより執行する。
２　原則、１者入札であっても入札を執行する。ただし、「埼玉県一般競争入札参加条件設定ガイドライン」で示す単位地域区分が２単位地域に満たない地域要件を設定した場合での１者入札は執行できない。
（再度入札）
第12条　初度入札において落札者がないときは、電子入札システムにより再度入札を行う。
２　再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において次の各号のいずれかに該当した者は、再度入札に参加することができない。
（１）無効の入札をした者
（２）最低制限価格の100/110未満の価格の入札をした者
（３）総合評価方式を適用した場合において、次のいずれかに該当する者
ア　失格基準価格の100/110未満の価格の入札をした者
イ　調査基準価格の100/110未満で失格基準価格の100/110以上の価格の入札（失格基準価格を設定しない場合は調査基準価格の100/110未満の価格の入札）（以下「低入札価格調査対象入札」という。）をして、低入札価格調査を行った結果、落札者とされなかった者
３　第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、再度入札を行わないものとする。
（１）総合評価方式を適用した場合において、初度入札において低入札価格調査対象入札があったとき。ただし、低入札価格調査を行った結果、当該入札を行った者を落札者とせず、他に落札者がいない場合はこの限りでない。
（２）再度入札に参加することができる者がないとき。
４　再度入札は３回まで行うことができる。
（不落時の取扱い）
第13条　再度入札によっても、次の各号のいずれかに該当するときは、日時を改めて公告をして、一般競争入札に付するものとする。ただし、複数回一般競争入札に付し落札者がいない場合、又は一般競争入札に付することができない場合は、指名競争入札又は随意契約とすることができる。
（１）予定価格の100/110の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低制限価格の100/110以上の価格の入札がないとき
（２）総合評価方式を適用した場合において、次のいずれかに該当するとき
ア　入札書比較価格の制限の範囲内で失格基準価格の100/110以上の価格の入札がないとき
イ　入札書比較価格の制限の範囲内で調査基準価格の100/110以上の価格の入札がなく、低入札価格調査対象入札があったが、当該入札をした者について低入札価格調査を行った結果、落札者としなかったとき
（入札の辞退）
第14条　入札の辞退は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき、取り扱うものとする。
２　前項により入札を辞退した者について、これを理由として以後の入札参加等について、不利益な取扱いを行わない。
（入札書の書換え等の禁止）
第15条　入札参加者がいったん提出した入札書及び入札金額見積内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。
（入札の取りやめ等）
第16条　知事又は発注機関の長は、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者心得（以下「心得」という。）第２条又は第３条に抵触する疑いがあるなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は落札者の決定を保留し、入札を取りやめることができる。
２　天災、地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なときは、その執行を延期し、又は取りやめることができる。
（入札の無効）

第17条　次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
（１）入札に参加する資格のない者がした入札
（２）所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
（３）電子証明書を不正に使用した者がした入札
（４）郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
（５）不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
（６）談合その他不正行為があったと認められる入札
（７）虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
（８）入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
（９）やむを得ず書面により入札書を提出する入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札
ア　記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
イ　代理人で委任状を提出しない者がしたもの
ウ　他人の代理を兼ねた者がしたもの
エ　２以上の入札書を提出した者がしたもの、又は２以上の者の代理をした者がしたもの
(10) 前各号に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札
（落札者の決定）
第18条　入札書比較価格の制限の範囲内で、最低制限価格の100/110以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
２　総合評価方式を適用した場合においては、次のとおりとする。
（１）入札書比較価格の制限の範囲内で、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、失格基準価格の 100/110 未満の価格の入札をした者は除く。
（２）評価値の算出方法については、埼玉県総合評価方式活用ガイドラインの規定による。
３　知事又は発注機関の長は、落札者を決定した場合は、電子入札システムにより入札参加者に通知するものとする。
４　知事又は発注機関の長は、落札者が免税事業者の場合は免税事業者届出書（心得標準様式第11号）を徴収するものとする。ただし、共同企業体については、構成員のいずれかが免税事業者の場合はその事業者から届出書を徴収するものとする。
５　知事又は発注機関の長は、第３項の通知後、契約書（案）、誓約書（心得標準様式第14号又は第15号）、埼玉県建設工事請負契約約款、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付して、様式第７号により、落札者に送付するものとする。
（くじによる落札者の決定）
第19条　次の各号のいずれかに該当する場合は、電子入札システムの電子くじにより、落札者を決定する。
（１）落札者とすべき同額の入札をした者が２者以上いるとき
（２）総合評価方式を適用した場合において、評価値等が最も高い者が２者以上いるとき
（低入札価格の調査）
第20条　総合評価方式を適用した場合において、低入札価格調査対象入札があるときは、前２条の規定にかかわらず、落札者の決定を保留し、当該入札について次の各号のいずれかに該当するものでないかを調査するものとする。
（１）当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札
（２）当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる入札
２　前項の調査により、前項各号のいずれかに該当すると認められる入札をした者は、前２条の規定の対象としない。
３　低入札価格調査の実施及び調査基準価格、失格基準価格の設定については、埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領の規定による。
（契約保証金）
第21条　契約保証金の納付及び減免については、財務規則第81条に基づくものとする。

２　契約保証金は、契約上の義務の履行後、様式第６号の請求書に基づき、これを還付するものとする。
３　契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、法第234条の２第２項の規定に基づき還付しないものとする。
（県議会の議決を要する契約）
第22条　県議会の議決を要する契約は、県議会の議決を条件に本契約を締結することを明記した建設工事請負仮契約書（心得標準様式第16号又は第17号）を取りかわすものとする。
（契約の確定）
第23条　契約は、知事又は知事から委任を受けた者と、契約の相手方が契約書に記名押印（電子契約の場合は、双方の電子署名が完了）したときに確定する。
（その他）
第24条　この要綱に定めがない事項は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準及び関連諸規程の例によるものとする。

附　則
この要綱は、平成６年１月７日から施行する。

附　則
１　この要綱は、平成16年１月５日から施行する。
２　前項の規定にかかわらず、平成16年１月４日までに公告を行ったものについては、なお従　前の例による。

附　則
この要綱は、平成19年４月10日から施行する。

附　則
１　この要綱は、平成22年４月１日から施行する。
２　前項の規定に関わらず、平成22年３月31日までに公告したものについては、なお従前の例による。

附　則
１　この要綱は、平成24年１月20日から施行する。
２　前項の規定に関わらず、平成24年１月19日までに公告したものについては、なお従前の例による。

附　則
１　この要綱は、平成24年４月１日から施行する。
２　前項の規定にかかわらず、平成24年３月31日までに公告したものについては、なお従前の例による。

附　則
１　この要綱は、平成25年３月１日から施行する。
２　前項の規定にかかわらず、平成25年２月28日までに公告したものについては、なお従前の例による。

附　則
１　この要綱は、平成26年４月１日から施行する。
２　前項の規定にかかわらず、平成26年３月31日までに公告したものについては、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、平成26年10月１日から施行する。
2　前項の規定にかかわらず、平成26年９月30日までに公告したものについては、なお従前の例による。

附　則
1　この要綱は、平成27年10月15日から施行する。
2　前項の規定にかかわらず、平成27年10月14日までに公告したものについては、なお従前の例による。

附　則
1　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。
2　前項の規定にかかわらず、平成29年３月31日までに公告したものについては、なお従前の例による。

附　則
1　この要綱は、令和元年10月１日から施行する。
2　前項の規定にかかわらず、令和元年９月30日までに公告したものについては、なお従前の例による。

附　則
1　この要綱は、令和３年１月４日から施行する。

附　則
1　この要綱は、令和３年２月15日から施行する。
2　前項の規定にかかわらず、令和３年２月14日までに公告したものについては、なお従前の例による。

附　則
1　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
2　前項の規定にかかわらず、令和３年３月31日までに公告したものについては、なお従前の例による。

附　則
1　この要綱は、令和４年２月１日から施行する。
2　前項の規定にかかわらず、令和４年１月31日までに公告したものについては、なお従前の例による。

附　則
1　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
2　前項の規定にかかわらず、令和５年３月 31 日までに公告したものについては、なお従前の例による。

附　則
1　この要綱は、令和５年 10 月 20 日から施行する。
2　前項の規定にかかわらず、令和５年 10 月 19 日までに公告したものについては、なお、従前の例による。

附　則
1　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
2　前項の規定にかかわらず、令和６年３月 31 日までに公告したものについては、なお、従前の例による。

附　則

１　この要綱は、令和６年 10 月１日から施行する。

２　前項の規定にかかわらず、令和６年９月 30 日までに公告したものについては、なお、従前の例による。

附　則

１　この要綱は、令和８年12月１日から施行する。

２　前項の規定にかかわらず、令和８年11月30日までに公告したものについては、なお従前の例による。